



後見制度支援預金の取扱開始について ～大切な財産の適切な管理と利用のために～

百十四銀行（頭取 綾田 裕次郎）は、2020年5月18日（月）より、後見制度を利用しているお客さまや利用を検討されているお客さまに対して「後見制度支援預金」の取扱いを下記の通り開始しますので、お知らせいたします。

「後見制度支援預金」とは、後見制度を利用しているお客さま（被後見人）の財産のうち、日常生活に必要な金銭とは別に普段使用しない金銭を「後見制度支援預金」で管理し、家庭裁判所の発行した「指示書」に基づく取引に限定（入金取引は除く）して取扱うことで、財産管理の公平性・透明性を図りながら、お客さまの大切な資産を守ることを可能とするものです。

当行はこれからもお客さまのニーズに幅広くお応えできる商品の提供につとめてまいります。

記

1. 商品概要

ご利用いただける方	後見人が選任されている成年被後見人または未成年被後見人で、家庭裁判所から後見制度支援預金の利用について「指示書」の交付を受けた方
対象となる預金	普通預金（決済専用型） ※本商品にお利息はつきません。
取扱い店	百十四銀行の本・支店・出張所 ※コンサルティングプラザを除く。
口座開設	家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき行います。 ※預金者1名について1店舗のみでしか開設できません。
お預入れ	ご入金取引に関しては制限はございません。 ※定額自動送金サービスについてはご利用いただくことはできません。
お引出し、解約等	家庭裁判所が発行する「指示書」に基づき行います。
手数料	口座開設手数料 33,000円（税込）
その他ご注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●キャッシュカードは発行いたしません ●インターネットバンキングのお取り引きはできません ●ATMでのお引き出しはできません ●公共料金等の自動支払いにはご利用できません

2. 取扱い開始日

2020年5月18日（月）

以上